

老介発0323第2号
平成28年3月23日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う留意事項について

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第35号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第79号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第80号）」及び「厚生労働大臣が定める年金を定める件（平成28年厚生労働省告示第81号）」が本日公布され、平成28年8月1日から施行することとされました。

これを踏まえ、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴う留意事項について（平成27年3月31日老介発0331第1号）」については、以下の通り一部改正したため、貴職においては、これを御了知の上、管内市町村等に周知徹底をお願いします。

記

「別紙様式2-1」は本通知の別紙のとおり改正する。

